



**(社) 中京エクステリア協会 令和8年度 総会講演**

## **盛土規制法の要点**



土地造成を担う事業者の方への大切なお知らせ

ご存じですか？  
危険な盛土等を  
規制する取り組みが  
始まります



盛土規制法が 令和5年 5月26日に施行され、  
(宅地造成及び特定盛土等規制法)  
今後、地方公共団体で規制区域の指定が進められます。

令和5年3月版発行：国土交通省都市局都市安全課・農林水産省農村振興局農村計画課・林野庁森林整備部治山課

## ■ 正式名称

### 「宅地造成及び特定盛土等規制法」

通称 「盛土規制法」

## ■ 改正の概要

令和5年5月26日、「宅地造成等規制法」が  
「宅地造成及び特定盛土等規制法」改正

1. スキマのない規制
2. 盛土等の安全性の確保
3. 責任の所在の明確化
4. 実効性のある罰則の措置



危険な盛土等を規制する新たな法律が定められ、令和5年5月から盛土等に伴う災害から人命を守るための取り組みが始まります。

## 新たな法律の概要

### 規制区域の指定

盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアは、規制区域として指定されます。

- 宅地造成を規制する「宅地造成等規制法」を改正し、土地の用途(宅地、農地、森林)にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制します。
- 規制区域内では、宅地造成等の際に行われる盛土・切土だけでなく、単なる土捨て行為や土石の一時的な堆積についても規制の対象となります。

### 安全な盛土等の造成

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ都道府県知事等\*の許可が必要になります。

- 安全対策に関する技術的基準に適合する必要があります。
- 工事主の資力・信用、工事施行者の能力についても問われます。
- 許可にあたり、土地の所有者等全員の同意や周辺住民への事前周知(説明会の開催等)が必要です。

※「都道府県知事等」とは、都道府県知事、指定都市、中核市の長

### 盛土等を安全に保つ責務

規制区域内の盛土等が行われた土地では、過去の盛土等を含めて、土地所有者等\*が常に安全な状態に維持する必要があります。原因行為者に対しても是正措置等の命令が発せられる場合があります。

※「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者を指します。土地が譲渡された場合でも、その時点の土地所有者等に責務が発生します。

### 実効性のある罰則

罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反時に対する懲役刑や罰金刑の水準を強化しています。

## 規制区域内での主な規制事項

### 許可申請の義務化

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ都道府県知事等の許可が必要です。

- 技術的基準への適合や工事主の資力・信用、工事施行者の能力について審査を実施
- 許可にあたり、土地の所有者等全員の同意および周辺住民への事前周知(説明会の開催等)を要件化

\* 宅地だけでなく、農地・森林等における盛土・切土や単なる土捨て行為・一時的な堆積についても規制されます。

\* 特定盛土等規制区域においては、許可の代わりに届出が必要となる場合があります。

\* 都市計画法に基づく開発許可を受けた場合は、盛土規制法に基づく許可を受けたものとみなされます。

ただし、その場合でも、現場での標識掲出、定期報告、中間検査の手続きは必要です。

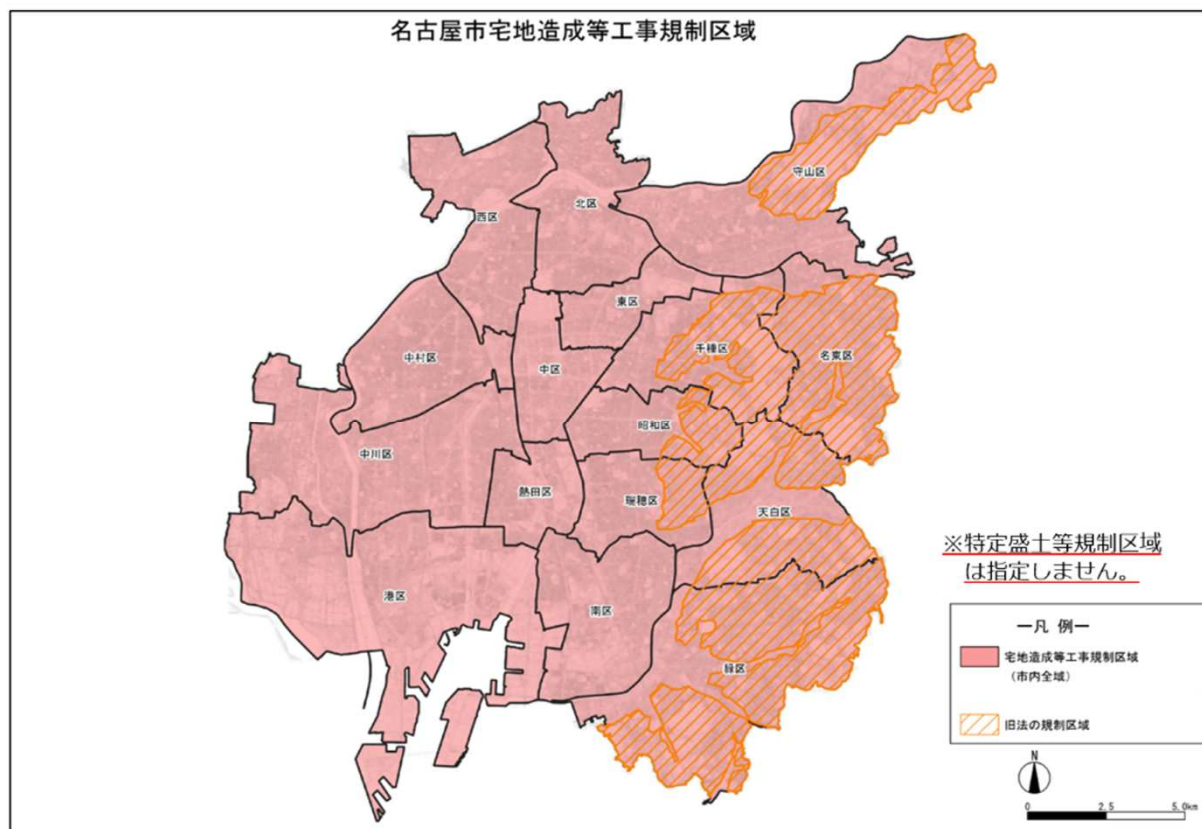
#### 〈適用除外〉

※道路、公園、河川等の公共施設用地内で行われる盛土等については、盛土規制法は適用されません。  
また、例えば、以下のような場合は、盛土規制法に基づく許可手続きが不要となります。

- ▶ 国、地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
- ▶ 工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの など



# 規制区域について / 名古屋市・一宮市・豊橋市



## 規制区域の指定について (2025年5月9日～)

盛土に伴う災害(崩壊や土石流等)から人命を守るため、危険な盛土を規制する区域を指定しました。一宮市では**市全域**を「**宅地造成等工事規制区域**」として指定しました。

※一宮市には「特定盛土等規制区域」及び「造成宅地防災区域」の指定はありません。

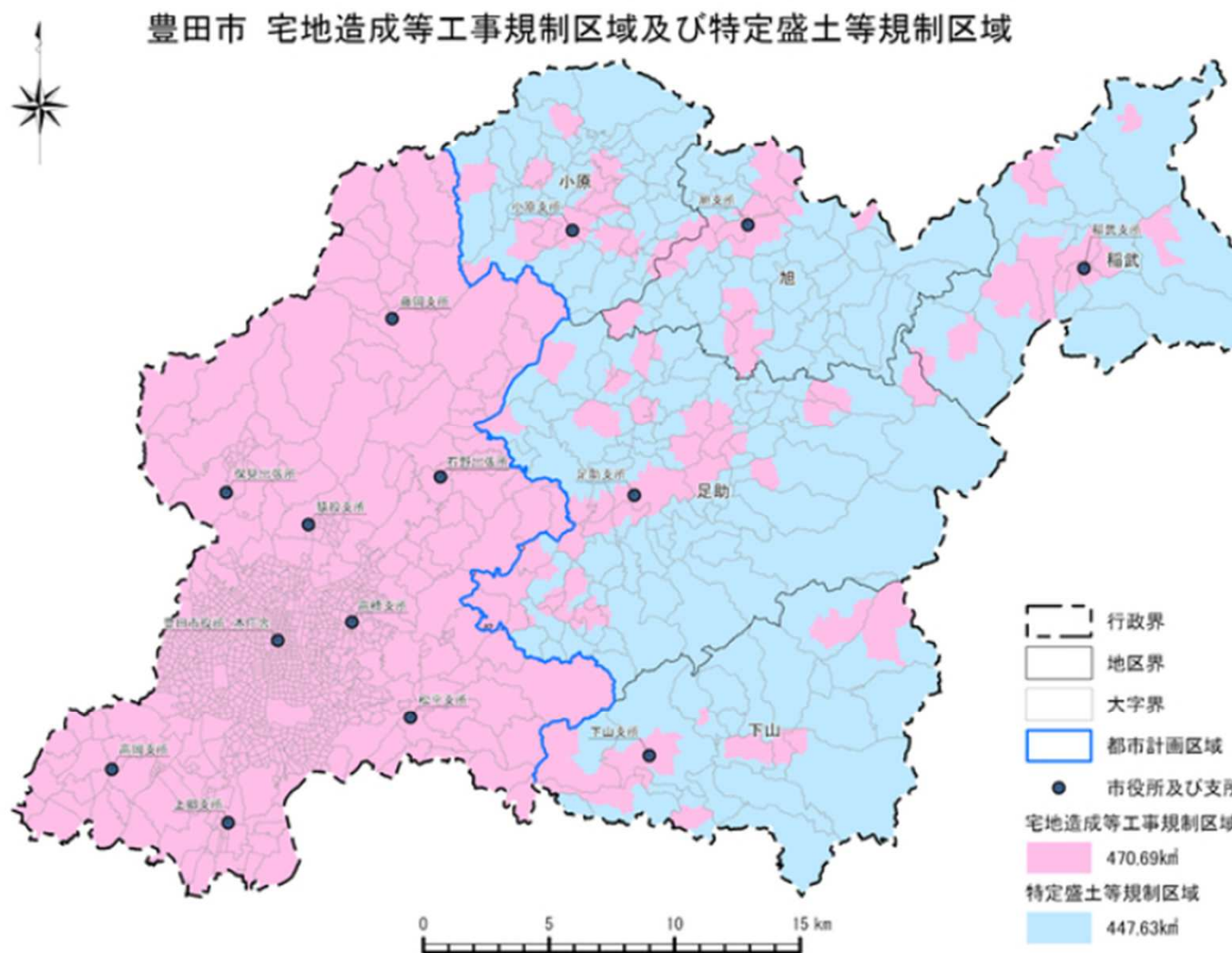
## 【規制区域の指定について(令和7年1月1日～)】

盛土に伴う災害(崩壊や土石流等)から人命を守るため、危険な盛土を規制する区域を指定します。豊橋市では**市全域**を「**宅地造成等工事規制区域**」として指定します。

※豊橋市には「特定盛土等規制区域」及び「造成宅地防災区域」の指定はありません。

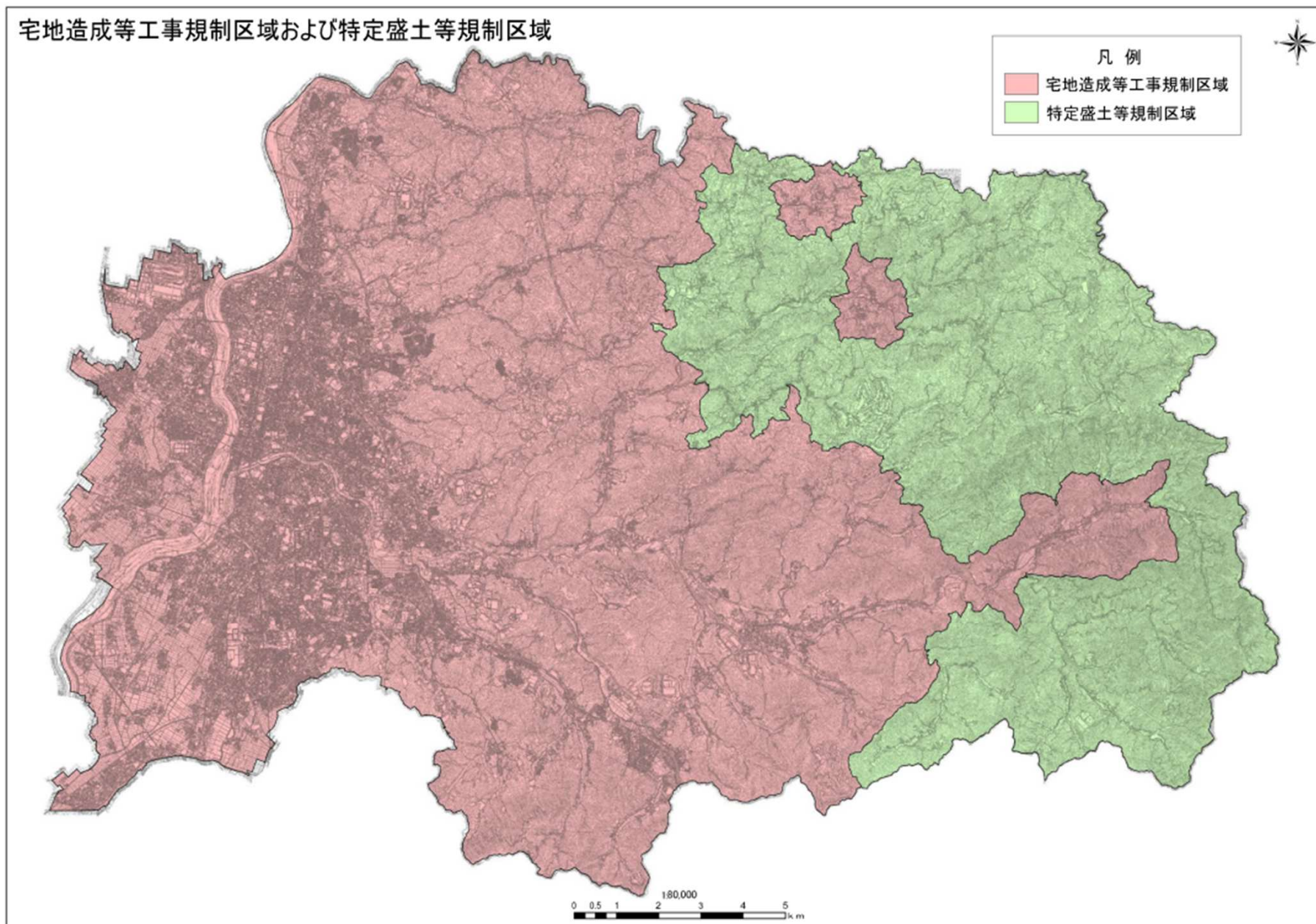
# 規制区域について／豊田市

豊田市では令和6年10月1日に規制区域を指定し、盛土規制法の規制を開始しました。区域については基本、丁・字ごとに指定しています。



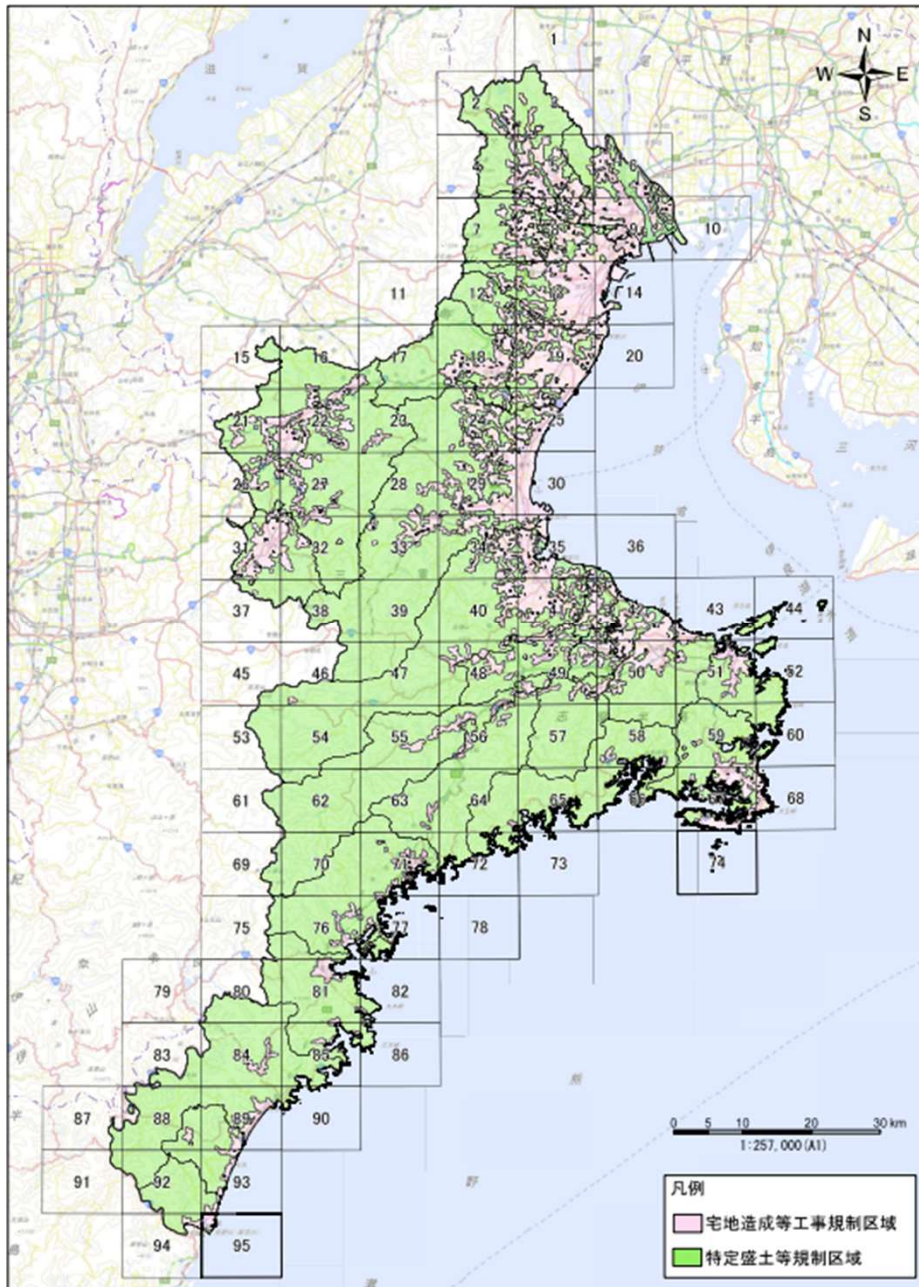
# 規制区域について / 岡崎市

宅地造成等工事規制区域および特定盛土等規制区域

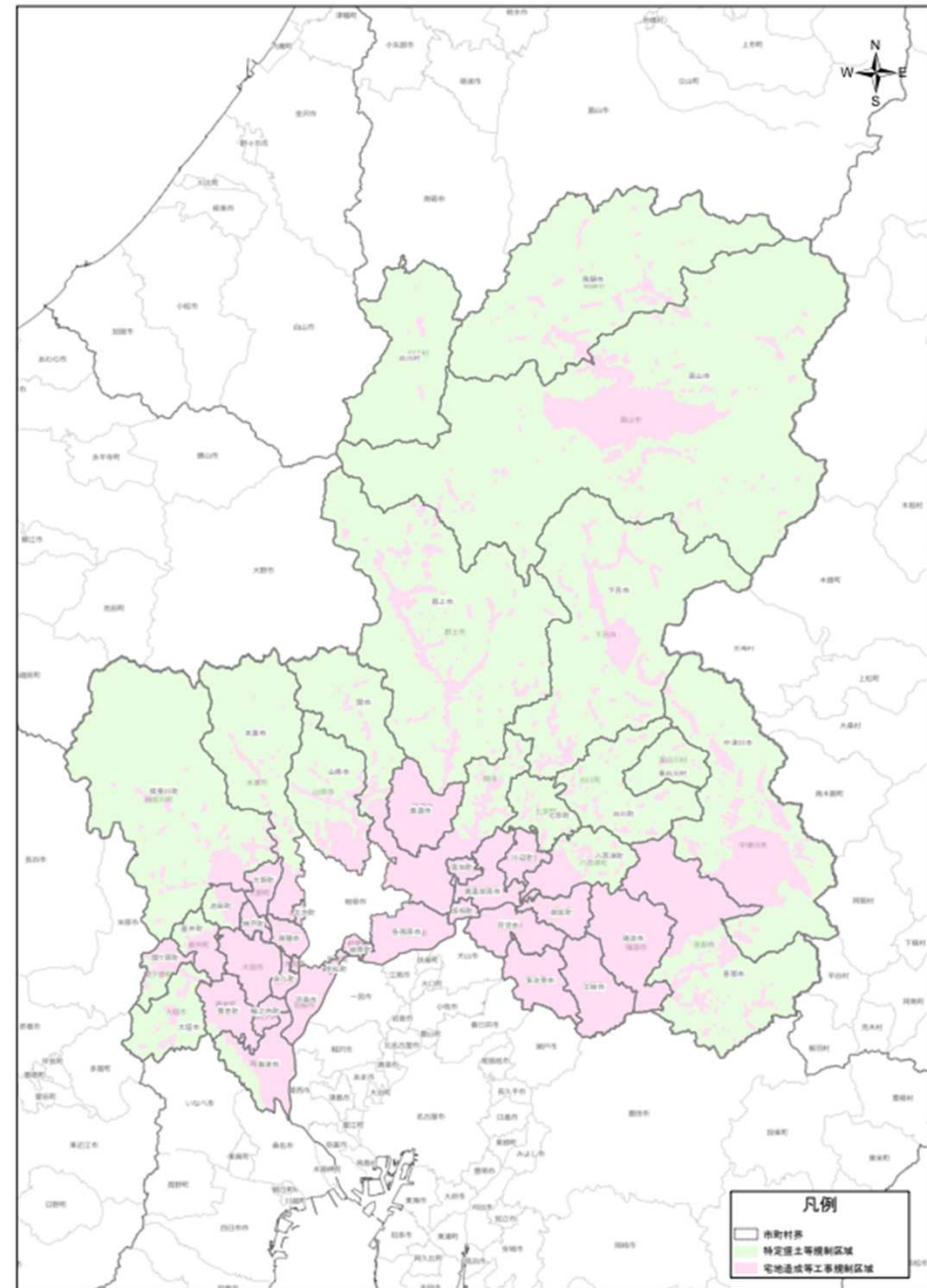


# 規制区域について / 三重県・岐阜県

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域



盛土規制法規制区域







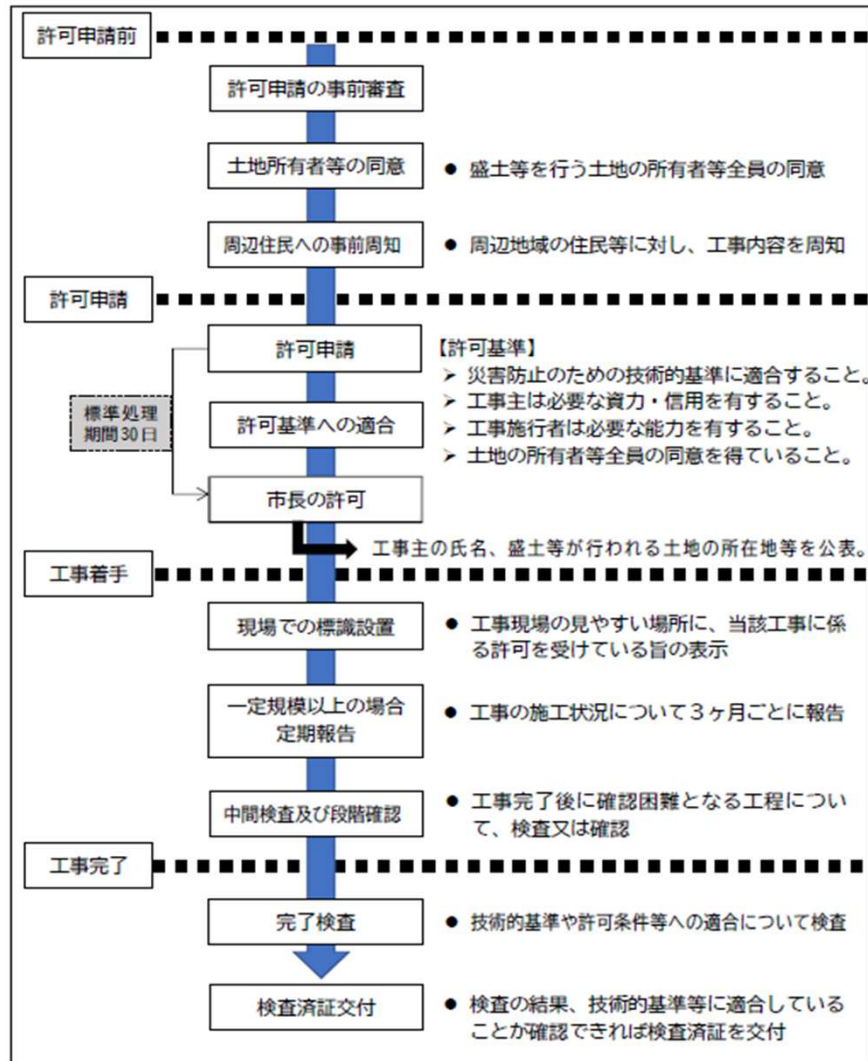
# 許可申請の流れについて

名古屋市住宅都市局／宅地造成及び特定盛土等の手引きから

## II 許可申請の流れについて

### 1. 許可申請の流れ フロー図

図 2-1 許可申請の流れ フロー図



### 2. 許可申請の事前審査

#### 【省令】

(宅地造成等に関する工事の許可の申請)

第七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に次に掲げる書類を添付して、都道府県知事(指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下同じ。)に提出しなければならない。

#### 解説

許可の申請をする前に、申請書のほか図面及び書類一式を確認しますので市担当職員の予約をとり、開発指導課までお持ちください。(土地の所有者等の同意、周辺住民への事前周知、委任状及び隣地所有者の承諾書は許可申請時の提出でも可)

# 許可申請の流れについて

## 名古屋市住宅都市局／宅地造成及び特定盛土等の手引きから

表 2-1 申請書及び添付書類

※ 申請書類がすべて揃っていることを確認し、番号順に縦って申請してください。

欄	No	図面の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
				<b>P46 許可申請書記入例参照</b>	
<input type="checkbox"/>	1	許可申請書 (省令様式第二)			
<input type="checkbox"/>	2	位置図	1/2500 以上	(1) 方位 (2) 施行範囲を赤線で囲む。 (3) 道路、河川等の公共施設、その他目標となるもの	
<input type="checkbox"/>	3	土地の登記事項 証明書及び公図		(1) 施行範囲(赤線で囲む。) (2) 公図を保管する官庁名等 (3) 公図を写した年月日	・公図は最新(3ヶ月以内) ・区画整理中のものは区画整理組合のブロック図
<input type="checkbox"/>	4	地形図 (現況図)	1/100 以上	(1) 方位 (2) 土地の境界線(筆ごと) (3) 施行範囲(赤線で囲む。) (4) 施行範囲内及び周辺の道路、河川、水路その他公共の用に供する施設 (5) 施行範囲内及び、隣地境界付近の既存建築物又は既存構造物、地形 (6) 施行範囲内及び隣地境界付近の地盤高(地盤高が変化すること)の明示、断面図における断面の位置とその記号	・構造物とは擁壁、石積、塀、門、車庫、階段、側溝等 ・隣接構造物の天端高を明記
<input type="checkbox"/>	5	造成計画平面図 (土地の平面図)	1/100 以上	(1) 方位 (2) 土地の境界線(筆ごと) (3) 施行範囲(赤線で囲む。) (4) 施行範囲内及び、隣地境界付近の既存建築物又は既存構造物、地形 (5) 盛土、切土をする土地の部分の着色(盛土は薄い赤色、切土は黄色) (6) 擁壁その他の構造物の位置、種類、高さ及び延長、擁壁及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。(許可を要する擁壁は赤色、任意の擁壁は緑色に着色)、伸縮目地の位置とその材質 (7) 法面の勾配及び保護方法 (8) 宅地の計画高、造成しない部分の現況高、隣地地盤高 (9) BMの位置と高さ及び断面図における断面の位置とその記号	・義務擁壁構造概要の記載(擁壁タイプ、見かけ高等) 見かけ高とは擁壁の背面地盤と前面地盤との高低差 (詳細は別添の許可申請図書図面の見本を参照) ・擁壁のベースラインを点線で図示 ・コーナー補強部分を図示し、角度を明記 ・隣地擁壁の根入れも確認しておくこと。 ・建物含む申請の場合は、建物荷重 kN/m <sup>2</sup> を明記

欄	No	図面の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
<input type="checkbox"/>	6	土地の断面図	1/100 以上	(1) 施行地区境界線(赤線) (2) 測点番号 (3) 現況地形線(細く)、計画線(太く)及び現況地盤高と計画地盤高(斜面上(勾配1:4以上)に盛土をする場合には、旧地盤を段切りする必要がある、その計画線も図示) (4) 法又は擁壁その他の構造物の種類、全高、見かけ高さ、天端高、及び根入れ寸法(許可を要する擁壁は赤色に着色) (5) 盛土、切土をする土地の部分の着色(盛土は薄い赤色、切土は黄色)	・断面箇所は形状の変化する箇所 ・影響する隣地形状及び地盤高さも明示 ・根入れ基準(1.5m 先かつ0.4H)
<input type="checkbox"/>	7	排水施設の 平面図	1/100 以上	(1) 方位 (2) 施行範囲の境界(赤線) (3) 排水施設の位置(青色で着色)、種類、形状、内法寸法、勾配、延長及び流水方向 (4) 放流先の名称 (5) 集水系統ブロック記号、集水方向 (6) 土地の地表面(コンクリート打ち・砕石敷・As舗装、芝張等)	・土地の面積が3,000 m <sup>2</sup> 以上の場合には、雨水排水計算書が必要 ・側溝などに複数箇所で接続する場合、排水先の管理者に了解を得てその旨を明記(部署名、担当者名)
<input type="checkbox"/>	8	崖の断面図	1/50 以上	(1) 崖の高さ、勾配 (2) 土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ) (3) 盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法(石張り、芝張り、モルタル吹付など)	・擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われる崖面については、不要 ・盛土又は切土をした部分に生ずる崖が対象で、崖の高さに関わらない(擁壁設置の義務がない場合の崖も図示)
<input type="checkbox"/>	9	擁壁の構造図 (擁壁の断面図)	1/20~ 1/50	(1) (鉄筋)コンクリート擁壁 ア 形状、寸法及び根入れ深さ イ 配筋図、かぶり寸法 ウ コーナー補強図 エ 使用コンクリートの品質 オ 水抜き穴の位置、材質及び寸法 カ 透水層の位置、構造及び寸法 キ 基礎構造の種類と寸法 ク 構造計算擁壁で天端より土羽を打つ場合はその勾配と高さ ケ 必要地耐力や地表面載荷重などの設計条件 (2) 練積み造擁壁 ア 法勾配、高さ、根入れ深さ イ 材料の種類、品質及び寸法 ウ 裏込コンクリートの品質と寸法(天端、地盤面及び基礎位置) エ 基礎構造の種類と寸法 オ 透水層の位置と寸法	・大臣認定擁壁 ・大臣認定書、工場評定書及び仕様書を添付 ・標準構造図を添付 ・透水マット使用時は透水マット協会の認定書を添付 ・使用する製品の仕様書(施工要領書)を添付

# 許可申請の流れについて

名古屋市住宅都市局／宅地造成及び特定盛土等の手引きから

欄	No	書類名	必要となる場合	内 容	備 考
□	15	工事主確認書類	工事主が個人である場合	・住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類（住民票の写しは個人番号が記載されていないもの、個人番号カードは個人番号カードの表面のみ）	・直近3ヵ月以内のもの
			工事主が法人である場合	(1)登記事項証明書 (2)役員住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類（住民票の写しは個人番号が記載されていないもの、個人番号カードは個人番号カードの表面のみ）	・直近3ヵ月以内のもの ・役員については、株式会社の場合は会社法上の役員のうち取締役など、法人の業務を執行する者・事業について決定権を持つ者全員
□	16	工事主の資力及び信用に関する申告書 (細則第15号様式)	全ての申請	(1)法令による登録（建設業法、宅地建物取引業法など） (2)納税額 (3)宅地造成事業等の施行経歴（法人の場合）	
□	17	資金計画書 (省令様式第三)	全ての申請	(1)収支計画 (2)年度別資金計画	
□	18	工事主の納税証明書	工事主が個人である場合	・所得税の納税証明書	・直近2カ年度分
			工事主が法人である場合	・法人税の納税証明書	・直近2カ年度分
□	19	工事主の誓約書 (第1号参考様式)	全ての申請	工事主が次のいずれにも該当しない者であることの誓約書 (1)破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (2)法又は法に基づく処分を違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 (3)法第12条第1項、第16条第1項の許可を取り消され、その取り消しの日から5年を経過しない者 (4)名古屋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経	

欄	No	書類名	必要となる場合	内 容	備 考
				過しない者（以下「暴力団員等」という。） (5) 法人であってその役員のうち(2)又は(4)に該当する者があるもの (6) 暴力団員等がその事業活動を支配する者	
□	20	関係権利者同意書 (細則第14号様式)	全ての申請	(1)土地の所有権、地上権、賃権、質借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意 関係権利者の同意は実印で押印 (2)印鑑証明書（同意日の3ヶ月前以降に発行されたもの）	・許可申請後に権利が移転した場合は、新たな権利者の同意が必要 ・工事主が土地の所有者の場合は、工事主も実印で押印が必要
□	21	工事施行者の施行能力に関する申告書 (細則第16号様式)	全ての申請	・法令による登録、主な宅地造成事業等の施行経歴など	・許可申請時に工事施行者が未定の場合、施行者が決定しだい届出すること。
□	22	周辺住民周知報告書 (第3号参考様式)	全ての申請	・当該工事の土地の周辺地域の住民に対し、工事内容を周知するために行った措置及びその内容の報告書	・22ページ参照
□	23	設計者の資格に関する証明書 (任意様式)	・擁壁の見かけ高さが5m超えの場合 ・盛土又は切土の面積が1,500㎡超えの場合	・図面を作成した者が政令第22条各号に掲げる資格を有する者であることを証する書類	・見かけ高さと擁壁の背面と前面の地盤高低差をいう。 ・面積は0mmを超える盛土又は切土をする面積
□	24	擁壁の構造計算書 (任意様式)	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合	・擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書	・名古屋市型擁壁又は大臣認定擁壁を使用する場合は不要
□	25	のり面の安定計算書 (任意様式)	のり高が15mを超える場合など	・土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算書	・詳しくは技術指針を参照

# 各種申請書

様式第二

## 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 12 条第 1 項 } { 第 30 条第 1 項 } の規定により、許可を申請します。		※手数料欄		
年 月 日 名古屋市長		申請者 氏名		
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	( )		
2	設計者住所氏名			
3	工事施行者住所氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)		
5	土地の面積	平方メートル		
6	工事着手前の土地利用状況			
7	工事完了後の土地利用			
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土		
9	土地の地形	溪流等への該当有・無		
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル		
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル	
		切土	立方メートル	
	ニ 擁 壁	番号	構造	高さ メートル
				延長 メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ メートル
				延長 メートル
ヘ 排水施設	番号	種類	内法寸法 センチ メートル	
			延長 メートル	
ト	崖面の保護の方法			
チ	崖面以外の地表面の保護の方法			

リ	工事中の危害防止のための措置		
ヌ	その他の措置		
ル	工事着手予定年月日	年 月 日	
ヲ	工事完了予定年月日	年 月 日	
ワ	工程の概要		
11 その他必要な事項			
※受付欄		※決裁欄	
年 月 日		※許可に当たって付した条件	
第 号		※許可番号欄	
係員氏名		年 月 日	
		指令住開指 第 一 号	
		係員氏名	
〔注意〕			
1 ※印のある欄は記入しないでください。			
2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。			
3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。			
4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。			
5 3欄は、未定ときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。			
6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。			
7 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください(複数選択可)。			
8 9欄は、溪流等(令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付してください。			
9 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。			
連絡先(会社氏名: ) (連絡先: )			

# 各種申請書

第 15 号様式

(表)

工事主の資力及び信用に関する申告書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

住 所  
工事主  
氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 2 項第 2 号に規定する工事主の資力及び信用について、次のとおり申告します。

1	本社の所在地・名称・代表者氏名		電話 ( )				
2	法令による登録 〔建設業法、宅地 建物取引業法等〕	3	資 本 額	千円			
		4	払込資本額	千円			
		5	主な取引銀行				
6	名古屋市内の支店、営業所等の所在地・名称・代表者氏名						
7	創業後の沿革	創立年月日	年 月 日				
8	納 税 額	種 類	法人税又は所得税	事 業 税	市町村民税	固定資産税	合 計
		年 度	円	円	円	円	円
		年 度	円	円	円	円	円

資金計画書 (宅地造成又は特定盛土等に関する工事)

1 収支計画

(単位 千円)

科目		金額
収 入	自己資金	
	借入金	
	〇〇〇	
	処分収入	
	〇〇〇	
支 出	補助負担金	
	〇〇〇	
	〇〇〇	
	計	
	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	道路工事費	
	排水施設工事費	
	防災施設工事費	
〇〇〇		
附帯工事費		
事務費		
借入金利息		
〇〇〇		
計		

# 各種申請書

第1号参考様式

## 宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨などの誓約書

工事主である私(法人を含む。)は、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項により許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

1 工事主である私(法人を含む。)は次のいずれにも該当しません。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 法又は法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ 法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)

エ 名古屋市暴力団排除条例(平成24年名古屋市条例第19号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)

オ 法人であって、その役員のうちにイ又はエに該当する者があるもの

カ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 1の誓約事項に反した場合又は誓約が虚偽であった場合、許可取消しの措置を受けたときは、これに異議なく応じます。

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

住所  
工事主  
氏名

注1 工事主が法人である場合は、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

2 工事主の氏名は自署で記入してください。ただし自署以外の場合は、押印を必要とします。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第14号様式

## 関係権利者同意書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

住所  
工事主  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第2項第4号の規定に基づき宅地造成等に関する工事をしようとする土地の区域内の土地について権利を有する者の同意を得たので、次のとおり同意書を提出します。

## 同意書

私が権利を有する次の土地について、上記の工事主が宅地造成等に関する工事を実施することに同意します。

所在・地番	地目又は建築物その他の工作物の種類	地積又は建築物その他の工作物の規模・用途等	権利の種類	同意年月日	同意者住所氏名	印	摘要

注1 工事主が法人の場合は、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

2 「権利の種類」欄は、所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を記入してください。

3 共有の場合には、「摘要」欄に明示してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

# 各種申請書

第16号様式

(表)

工事施行者の施行能力に関する申告書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

住 所  
工事施行者  
氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第2項第3号に規定する工事施行者の施行能力について、次のとおり申告します。

1 本社の所在地・名称・代表者氏名	電話 ( )					
2 法令による登録 〔 建設業法等 〕	3 資 本 額	千円				
	4 払込資本額	千円				
	5 主な取引銀行					
6 名古屋市内の支店、営業所等の所在地・名称・代表者氏名						
7 創業後の沿革	創立年月日	年 月 日				
8 職員数	職 種 会 社	事務職	技術職	労務職	その他	合 計
	会社全体	人	人	人	人	人
	名古屋市内の支店、営業所等	人	人	人	人	人

第3号参考様式

周辺住民周知報告書

年 月 日

(宛先)名古屋市長

住 所  
工事主  
氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 11 条の規定により、周辺住民へ工事の内容を周知しましたので、下記のとおり報告します。

措置の方法	<input type="checkbox"/> 説明会を開催した <input type="checkbox"/> 工事の内容を記載した書面を住民へ配布した <input type="checkbox"/> 工事を行う土地又は周辺の適当な場所に掲示するとともに、インターネットを利用して住民の閲覧に供した					
	日 時					
説明の内容	場 所 U R L					
	相 手 方	名	説 明 者	名		
	説 明 概 要					
	意 見					
	回 答					
説明資料	配布したもの	<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 立面図 <input type="checkbox"/> 断面図 <input type="checkbox"/> 工程表 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
	提示したもの					

- 注1 工事主が法人である場合は、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。  
 2 該当する口には、✓印を記入してください。  
 3 「説明の内容」欄に説明の概要を記載してください。  
 4 説明会を開催した場合は、説明会案内の周知範囲が分かる書類のほか、議事録及び出席者名簿を添付してください。  
 5 住民へ書面を配布した場合は、配布した書面及び配布範囲が分かる書類を添付してください。  
 6 掲示とインターネットを利用して周知した場合は、掲示板の写真及びインターネット画面を印刷したものを添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## ☑問い合わせ件数は増加

設計事務所、測量設計事務所、行政書士、ハウスメーカー・ビルダーなど様々な業者様から、技術的な相談・問い合わせの件数は増加しています。

## ☑認定書及び認定プレートの発行件数は極端な変動なし

盛土規制法の施行前後で極端な発行件数の変動はありませんが、問い合わせ件数の増加と直近数ヶ月の傾向から、今後は認定物件が増えてくることが予測されます。

**近年、豪雨や地震の激甚化を背景に、行政だけでなく個人においても防災・減災への意識が大きく高まっています。こうした中で施行された盛土規制法は、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するものであり、造成工事や擁壁工事に携わる設計者・施工業者の責任はこれまで以上に重くなっています。**

**そのため、設計者および施工業者には、法令の正確な理解はもちろんのこと、地盤工学や構造に関する正しい知識に基づいた設計と、仕様を遵守した確実な施工が不可欠です。**

**防災意識の高まりは、裏を返せば社会からの監視と期待の高まりでもあります。**

**地域の安全・安心を支える立場として、私たちは法令遵守を前提に、技術力の向上と品質管理の徹底を図り将来にわたって信頼される造成・外構づくりに取り組んでいくことが求められていると考えます。**

最後までご覧いただき  
ありがとうございました。



**CAUTION**

本資料は、無断転載・無断転用を禁止しております。

株式会社ユニソンの許可無く、対外的に参照・配布しないよう

お願い申し上げます。